

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.2.11



グローバル・エマージング・ボンド・オープン

追加型投信／海外／債券

ファンドは、特化型運用を行います。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|-------------------|--------|--------------|--------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | 債券 一般 | 年12回 (毎月) | エマージング | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「グローバル・エマージング・ボンド・オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月10日に関東財務局長に提出しており、2025年2月11日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

40兆8,368億円
(2024年11月29日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三井住友信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

新興経済国等が発行する相対的に高利回りの米ドル建公社債を主要投資対象とし、長期的な高水準の利子等収益の確保と売買益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

新興経済国等が発行する相対的に高利回りの米ドル建公社債(エマージング・カントリー公社債)を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ります。



ファンドが投資対象とする新興経済国等とは

主として先進国債券指標の構成国以外で、投資に当たって十分な流動性が見込めると判断される国・地域をいいます。

ラテン・アメリカ : アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ベネズエラ、ウルグアイ

アフリカ、中東 : モロッコ、南アフリカ、ヨルダン、レバノン、エジプト、アラブ首長国連邦(UAE)

ロシア、中東欧 : ブルガリア、ロシア、チェコ、スロバキア、ルーマニア、ハンガリー、ポーランド、クロアチア、ウクライナ、セルビア、トルコ

アジア : 中国、マレーシア、フィリピン、韓国、台湾、タイ、香港、パキスタン、インドネシア、ベトナム

・上記以外の国・地域を投資対象とすることがあります。

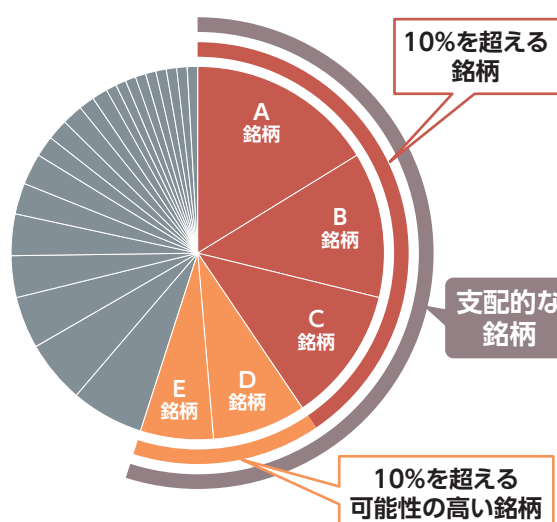
- 新興経済国等の債券は相対的に高利回りを提供する一方で、格付けは先進国と比較して低めとなる傾向があり、信用不安が高まる局面では、損失が大きくなる場合があります。

◆ ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

◆ ファンドは、新興経済国等が発行する相対的に高利回りの米ドル建公社債(エマージング・カントリー公社債)を主要投資対象としております。エマージング・カントリー公社債には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄にデフォルト等の発生があった場合には、大きな損失が発生することがあります。

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

投資対象における寄与度の例



※上記の図は特化型運用を説明するためのイメージ図であり、実際とは異なります。

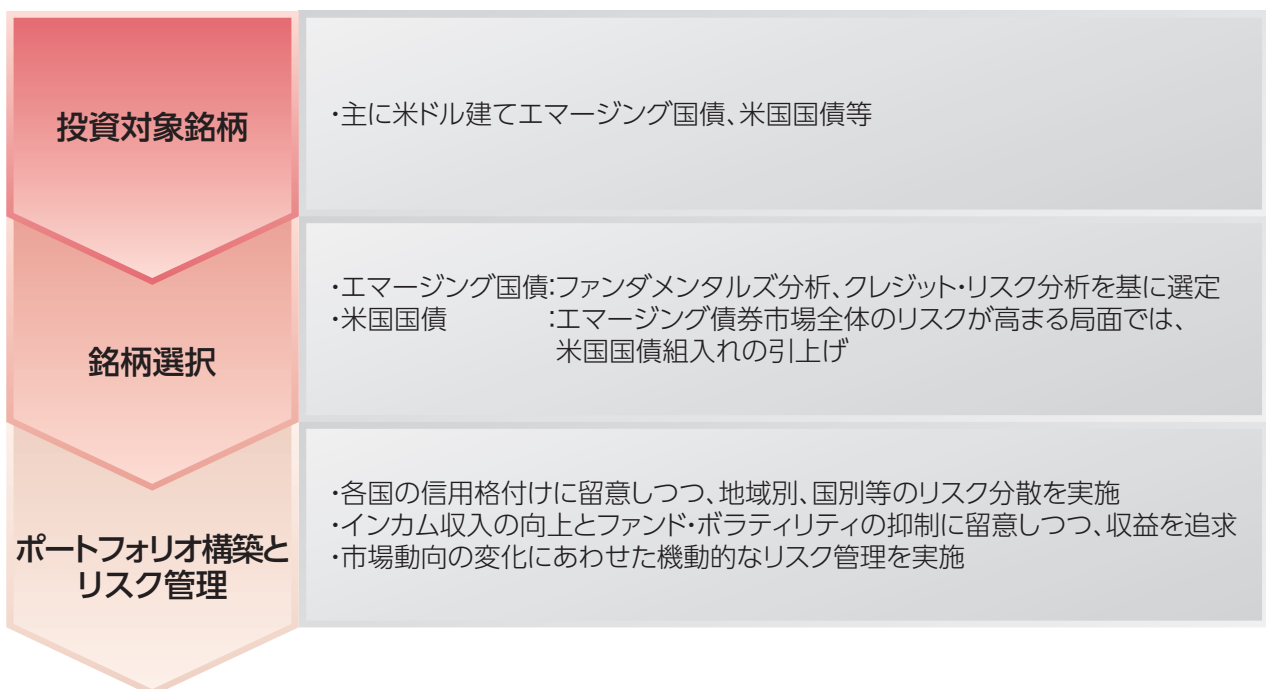


特色2 各国のファンダメンタルズ分析とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本とします。



特色3 機動的に米国国債にシフトすることによって、パフォーマンスの安定性を高めることをめざします。

＜運用プロセスのイメージ＞



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)



特色4 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色5

運用の指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託します。

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドは、シュローダー・グループの中核を担う資産運用会社です。シュローダー・グループは、1804年創立のJ・ヘンリー・シュローダー社を起源とし、現在は投資信託・年金の運用を中心とした資産運用業務をグローバルに展開しています。一貫した投資プロセスと中長期的視点に立つて安定的な成果をめざした運用を特長としています。

Schroders

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色6

原則として毎月、収益を分配します。

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
- 経費等を控除後の利子等収益等を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案したうえで安定した分配を継続することをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

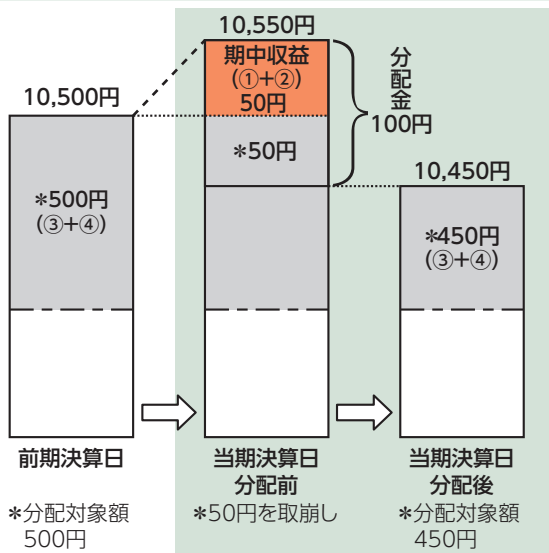


◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

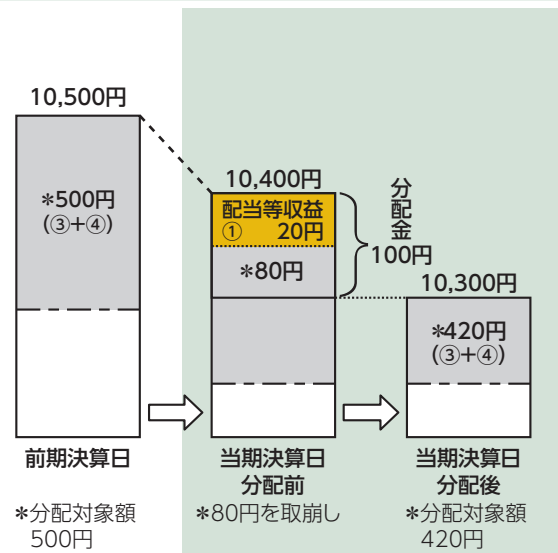
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



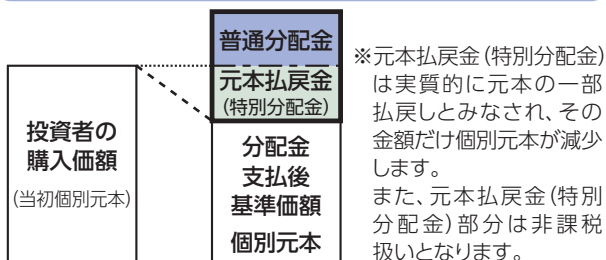
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

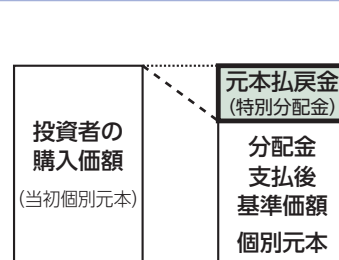
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

主な投資制限

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 外貨建資産 | 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 |
| デリバティブ | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。 |
| 1発行体あたりの投資制限 | 1発行体あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とします。 |

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

■その他の留意点

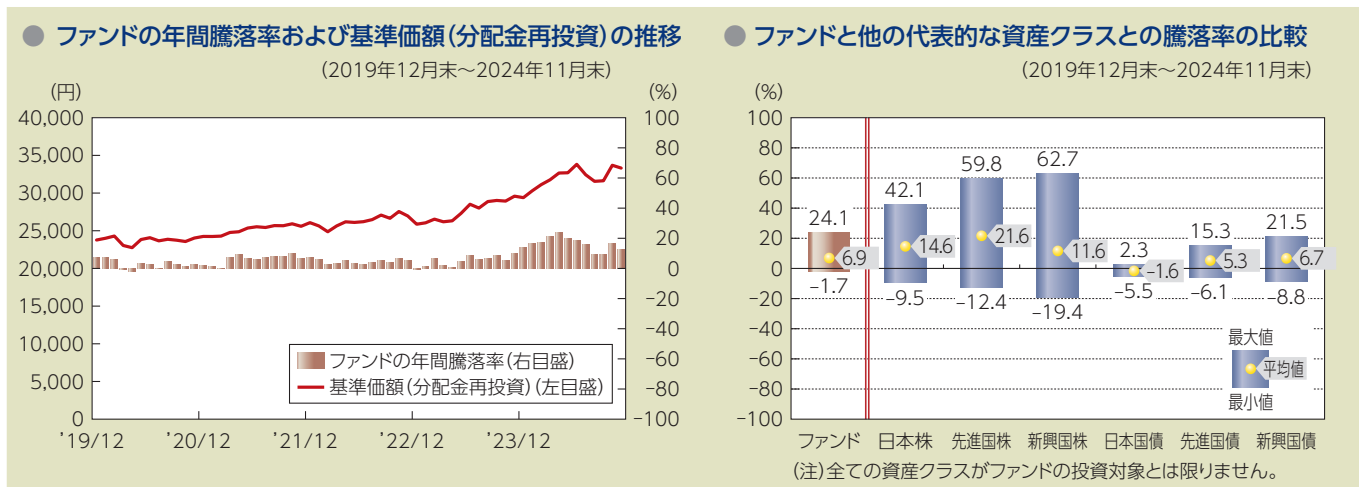
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

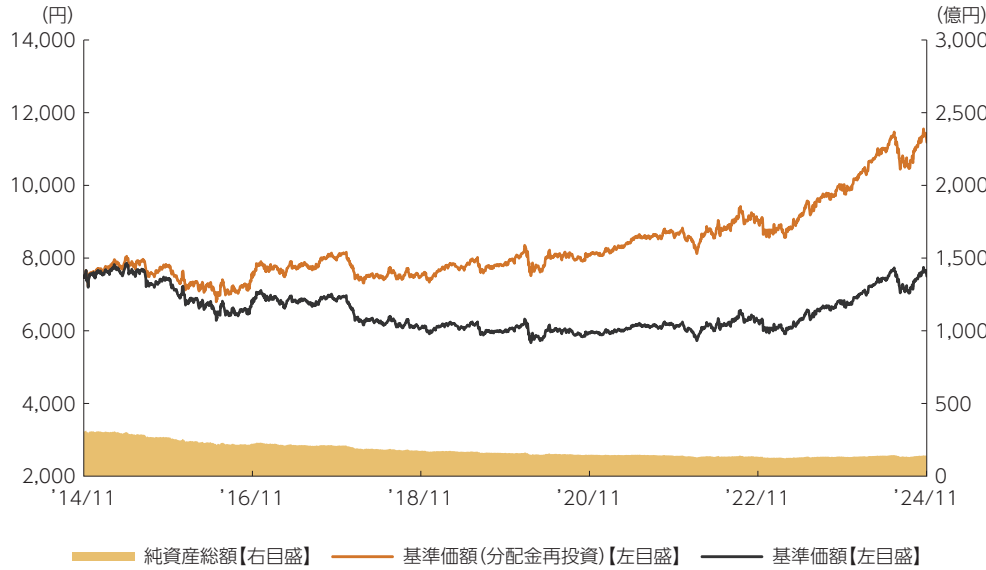
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2024年11月29日現在

■基準価額・純資産の推移 2014年11月28日～2024年11月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 7,500円 |
| 純資産総額 | 138.8億円 |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

| | |
|----------|---------|
| 2024年11月 | 10円 |
| 2024年10月 | 10円 |
| 2024年9月 | 10円 |
| 2024年8月 | 10円 |
| 2024年7月 | 10円 |
| 2024年6月 | 10円 |
| 直近1年間累計 | 120円 |
| 設定来累計 | 10,332円 |

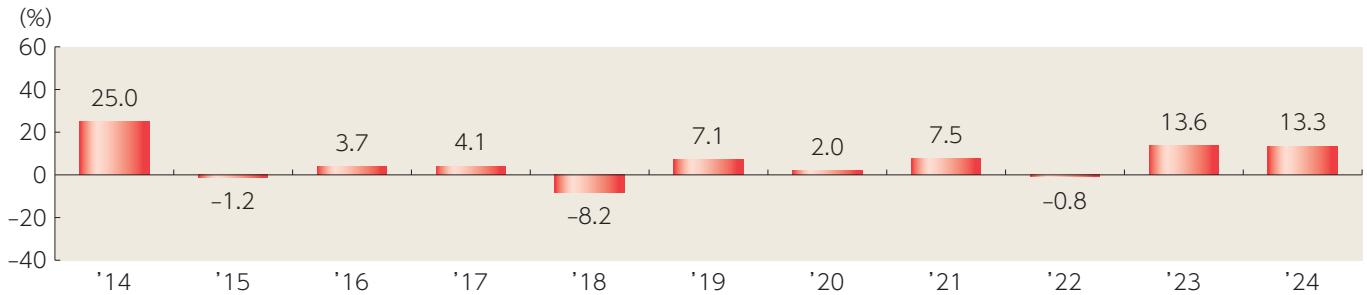
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

| 種別構成 | 比率 | 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|--------------------|--------|-------------------------|----|------|------|
| 国債 | 97.9% | 1 3.5 T-NOTE 260930 | 国債 | アメリカ | 9.9% |
| | | 2 3.75 T-NOTE 260831 | 国債 | アメリカ | 9.7% |
| | | 3 4.125 T-NOTE 290331 | 国債 | アメリカ | 8.4% |
| | | 4 4.5 MEXICO 290422 | 国債 | アメリカ | 5.7% |
| | | 5 4.375 T-NOTE 260815 | 国債 | アメリカ | 4.3% |
| | | 6 4.5 BRAZIL 290530 | 国債 | アメリカ | 4.1% |
| | | 7 3.875 COLOMBIA 270425 | 国債 | アメリカ | 3.8% |
| | | 8 3.75 MEXICO 280111 | 国債 | アメリカ | 3.4% |
| コールローン他 (負債控除後) | 2.1% | 9 2.783 PERU 310123 | 国債 | アメリカ | 2.9% |
| 合計 | 100.0% | 10 FRN ECUADOR 350731 | 国債 | アメリカ | 2.9% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2024年は年初から11月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

| | | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金時 | 換金単位 | 1口単位 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 |
| | 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込について | 申込不可日 | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所の休業日 |
| | 申込締切時間 | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。 |
| | 購入の申込期間 | 2025年2月11日から2026年2月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 |
| その他 | 信託期間 | 2028年7月10日まで（1998年7月31日設定） |
| | 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎月10日（休業日の場合は翌営業日） |
| | 収益分配 | 毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（ https://www.am.mufg.jp/ ）に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 6ヵ月毎（5・11月の決算後）および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 | |



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | | |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------|
| 購入時手数料 | 支払先 | 購入時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
| | 販売会社 | 購入価額に対して、 上限3.3% (税抜 3%) (販売会社が定めます) | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) | | | |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額 | | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 年率1.672% (税抜 年率1.52%) をかけた額 | | | |
| | 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) | | | |
| | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 | | | |
| | 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。 | | | |
| | ファンドの純資産総額に応じて | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| | 100億円以下の部分 | 0.92% | 0.5% | 0.1% |
| | 100億円超200億円以下の部分 | 0.87% | 0.55% | 0.1% |
| | 200億円超1,500億円以下の部分 | 0.82% | 0.6% | 0.1% |
| | 1,500億円超2,000億円以下の部分 | 0.79% | 0.65% | 0.08% |
| | 2,000億円超の部分 | 0.77% | 0.7% | 0.05% |
| ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 | | | | |
| <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容> | | | | |
| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | | | |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | | | |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 | | | |
| ●運用指図権限の委託先への報酬 | | | | |
| 委託会社が受ける報酬から、毎決算時から15営業日以内ならびに償還時に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に応じ、次に定める率を純資産総額にかけた額とします。 | | | | |
| ファンドの純資産総額に応じて | 年率 | | | |
| 1,500億円以下の部分 | 0.5% | | | |
| 1,500億円超2,000億円以下の部分 | 0.48% | | | |
| 2,000億円超の部分 | 0.47% | | | |

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の費用・手数料 | <p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2024年11月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年5月11日~2024年11月11日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.70% | 1.67% | 0.03% |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html